

対象外となる事業について

以下の内容は本プログラム事業の対象外とする。

- (1) 地域内の特定の観光資源に着目していないもの
(あらゆる資源を網羅するものは対象外)
- (2) 課題が明確でなく、実証の必要性がないもの
- (3) 過剰な積算があるもの
- (4) 次年度以降、継続に向けた具体的な計画を有しないもの(例:商品化から販売方法の確立までの道筋が具体的に描かれておらず、次年度以降継続的に販売することを想定しないものは対象外)
- (5) 「事業化」(収益を得て、自力で事業活動を継続できる体制構築)を目的としないもの(一度限りの実施事業は、当プログラム事業の目的と異なる)
- (6) 広報・PR、消耗品の購入などの経費割合が著しく高く、これらが主目的とみなされるもの(プログラム事業費の半分以上を上記経費が占める場合など)
- (7) 過去に地域資源発掘型プログラム事業(地域資源発掘型実証プログラム事業)で採用された企画案と同一のもの又は単に規模を拡充して実施するもの
- (8) 過度に都外に偏ってプログラム事業を実施するもの(広域bの場合)
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 宗教的活動又は政治的活動を目的としたプログラム事業
- (11) その他、公金の使用趣旨に照らし、適切でないものと財団が判断するプログラム事業
- (12) 他の補助金を一部財源とするプログラム事業(国庫補助金の他、本事業以外の都及び区市町村補助金や第三セクター等からの補助金を一部財源とする事業をいう)